

平成22年度税制改正 グループ法人税制 パート2

～完全支配関係にある法人間の一定の資産の譲渡について 譲渡損益を繰り延べます～

100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引の取扱い

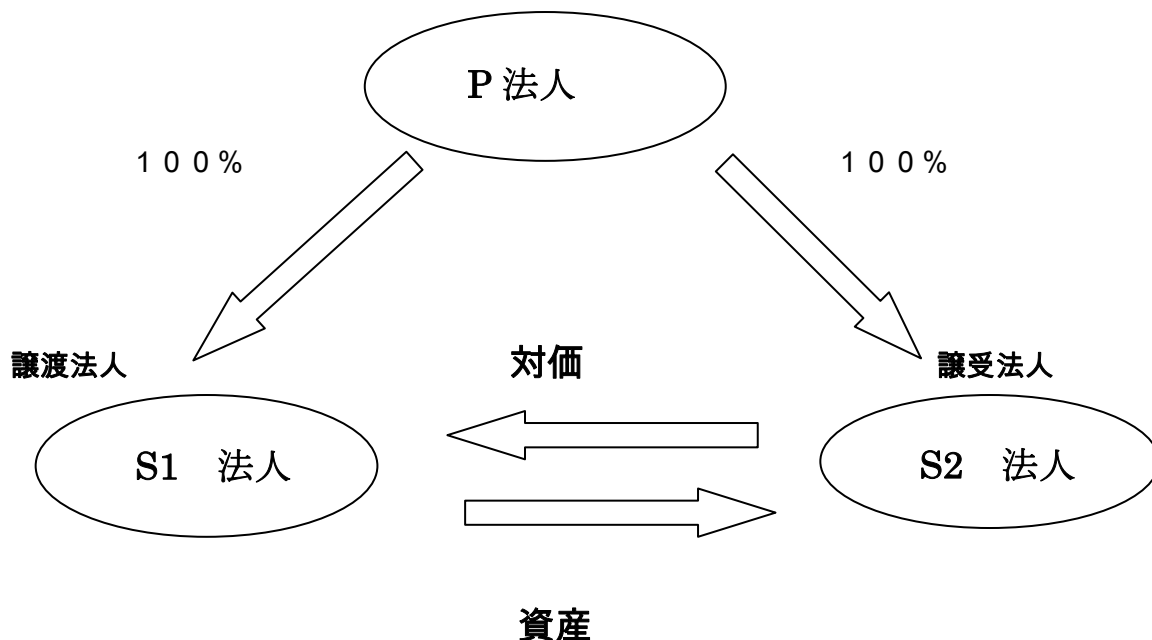
完全支配関係のある100%グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益については、その資産をグループ外へ移転等する時まで繰り延べる措置が創設されました。これにより、グループ内では含み損益を実現せずに、円滑に資産移転を行うことが可能となります。ただし、譲渡損益が繰り延べられた資産がその後、再譲渡された場合には、たとえ完全支配関係のある法人への譲渡であっても、最初の譲渡法人において譲渡損益を認識します。つまり、譲渡損益が繰り延べられるのはあくまでも、最初の一回のみの譲渡です。

なお、この制度の対象となる資産は次の通りです。

対象資産・・・譲渡損益調整資産

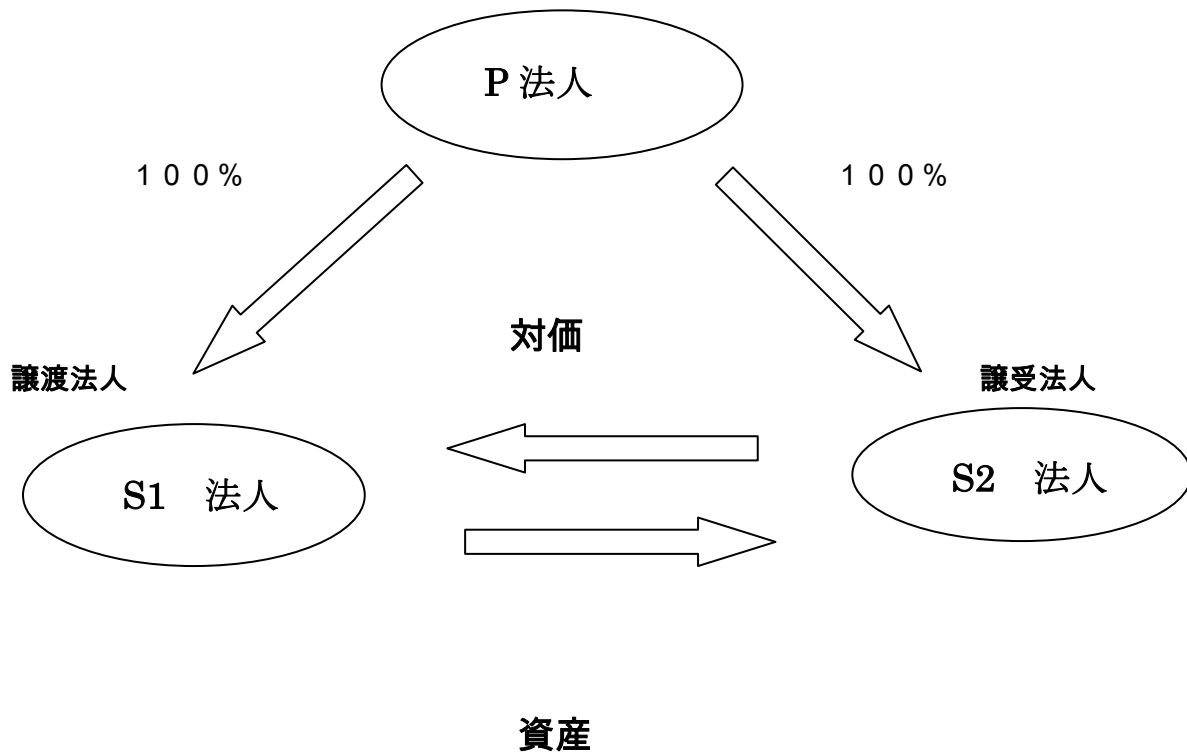
固定資産・土地等・有価証券・金銭債権・繰延資産(売買目的有価証券・譲渡直前の帳簿価額が1,000万円に満たない資産等を除きます。)

< 改正前 >



譲渡損益の計上・・・・・・・・・・取得

< 改正後 >



譲渡損益の繰り延べ 取得



< 適用時期 >

上記の改正は平成22年10月1日以後に行う譲渡損益調整資産の譲渡について適用されます。